

国土交通省 宮崎河川国道事務所 都城河川だより

出張所だよりは宮崎河川国道事務所のHP (<http://www.qsr.mlit.go.jp/miyazaki/>) に掲載しております

平成30年3月
宮崎河川国道事務所
都城出張所
第25号



STOP! 「不法投棄」!!



大淀川で発見した不法投棄のゴミ等について、投棄者の調査を行っており、投棄者が判明した場合には、ゴミの撤去指示及び警察指導等を行っております。悪質な場合には刑法、河川法、廃棄物処理法による処罰の対象になる場合もあります。
【廃棄物処理法第25条第1項第14号(罰則)】
5年以下の懲役若しくは1千万以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

～ みんなで守ろう 大淀川 ～

河川に捨てられているゴミの多くは、人目につきにくい場所で発見されています。堤防の散歩、サイクリング、魚釣りなど、大淀川をたくさん利用して地域のみみんなでゴミを捨てにくい環境を作りましょう♪



宮崎河川国道事務所Facebookもぜひご覧ください!

<https://www.facebook.com/miyazaki.mlit.go>

お気軽にお電話ください ☎

- ご意見、ご質問
- 国道・河川工事に関すること
- 管理施設の異常通報
- 国道・河川利用に関する相談
- その他情報提供

【河川担当】 都城出張所
TEL : 0986-23-2947
FAX : 0986-23-2952

【道路担当】 都城国道維持出張所
TEL : 0986-38-0068
FAX : 0986-38-1867



宮崎河川国道事務所HP
<http://www.qsr.mlit.go.jp/miyazaki/>

河川水位情報・道路規制情報・新燃岳の情報など
防災に役立つ情報をご覧ください。

堤防除草により発生する刈草の受け入れ先を募集します。

堤防の保全や、異常の早期発見を目的として、管理区間内の堤防の除草を年2回実施しています。
(1回目は6～9月頃、2回目は10～12月頃に実施)

堤防の除草により発生する刈草の有効活用を図るため、家畜の飼料や農作物の堆肥等へ利用される方を募集します。**刈草受け入れ地までの運搬は当方で行います。**

刈草の受け入れを希望される方は、**下記条件、留意点を確認の上**、下記問い合わせ先までご連絡ください。

- ・事前に申し込みが必要となります。
- ・刈草は転売や投棄はせず、受け取られた方で全量を使用してください。
- ・**1000m²以上**の広さの受け入れ地を確保できること。
- ・**2t車以上の車両での乗り入れが可能**な受け入れ地であること。
- ・刈草の受け入れ地が**民家に近接していない**こと。
- ・日頃より**受け入れ地での刈草の管理**をおこなえる方。
(何もせずに放置されると、火災や臭気等が発生する場合があります。)

※上記条件について**聞き取りや、現地確認等により確認**させていただいたうえで、**刈草の受け入れ先として決定**します。

《刈草の提供にあたっての留意点》

- ・ゴミ等が混在している場合があります。**分別は受け取られた方で対応**をお願いします。
- ・刈草の使用については、**受け取られた方の責任で使用**してください。
- ・刈草の梱包はできません。
- ・受け取り時期、数量、草の種類等、ご希望に添えない場合もあります。

《堤防除草の状況》



《問い合わせ先》

国土交通省 宮崎河川国道事務所 都城出張所 (電話番号) 0986-23-2947

※刈草の受け入れ先だけではなく、直接、堤防や高水敷から採草(除草して持ち出し)される方も募集しています。詳細については問い合わせ先までご連絡ください。